

国立大学法人等の組織・業務全般の見直しについて

資料3-1

国立大学法人評価委員会
総会（第28回）H21.5.27

1. 制度の概要

○文部科学大臣は、中期目標期間終了時(※)に組織及び業務全般にわたる検討を行い、所要の措置を講じるものとされている。

(※国立大学法人等の中期目標期間(6年間) 第1期:平成16年度～平成21年度 第2期:平成22年度～平成27年度)

(国立大学法人法35条において準用する独立行政法人通則法35条)

第35条 主務大臣(※文部科学大臣)は、独立行政法人(※国立大学法人等)の中期目標の期間の終了時において、当該独立行政法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとする。

2 主務大臣は、前項の規定による検討を行うに当たっては、評価委員会(※国立大学法人評価委員会)の意見を聴かなければならない。

3 審議会(※政策評価・独立行政法人評価委員会)は、独立行政法人の中期目標の期間の終了時において、当該独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関し、主務大臣に勧告することができる。

(附帯決議)

①「国立大学の法人化に当たっては、憲法で保障されている学問の自由や大学の自治の理念を踏まえ、国立大学の教育研究の特性に十分配慮するとともに、その活性化が図られるよう、自主的・自律的な運営の確保に努めること。」(衆・1、参・1)

②「文部科学大臣は、中期目標の作成及び中期計画の認可に当たっては、大学の自主性・自律性を尊重する観点に立って適切に行うこと。」(衆・4)

③「中期目標の実際上の作成主体が法人であることにかんがみ、文部科学大臣は、個々の教員の教育研究活動には言及しないこと。文部科学大臣が中期目標・中期計画の原案を変更した場合の理由及び国立大学法人評価委員会の意見の公表等を通じて、決定過程の透明性の確保を図るとともに、原案の変更は、財政上の理由など真にやむを得ない場合に限ること。」(参・5)

④「独立行政法人通則法を準用するに当たっては、総務省、財務省、文部科学省及び国立大学法人の関係において、大学の教育研究機関としての本質が損なわれることのないよう、国立大学法人と独立行政法人の違いに十分留意すること。」(参・10)

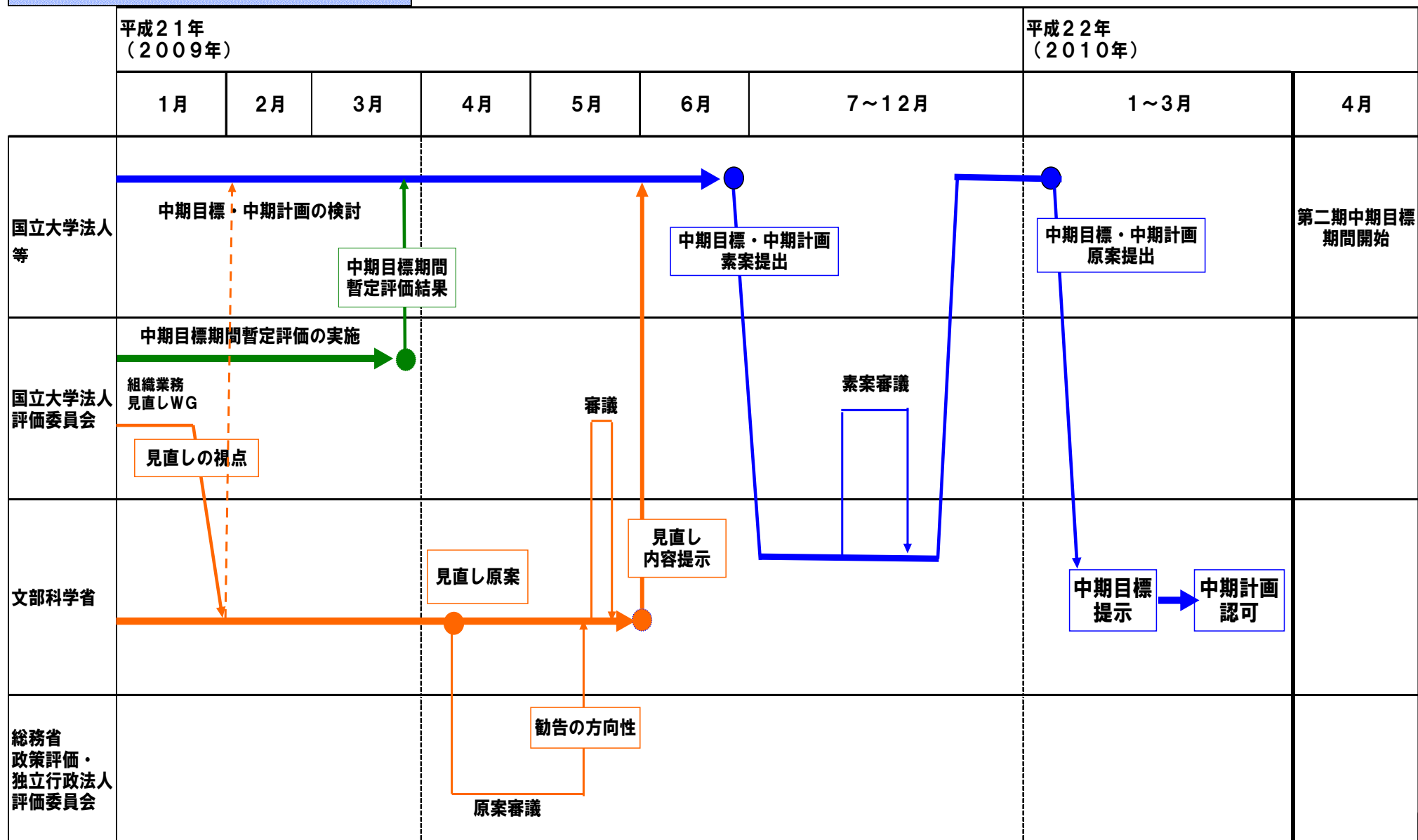
⑤「独立行政法人通則法第35条の準用による政策評価・独立行政法人評価委員会からの国立大学法人等の主要な事務・事業の改廃勧告については、国立大学法人法第3条の趣旨を十分に踏まえ、各大学の大学本体や学部等の具体的な組織の改廃、個々の教育研究活動については言及しないこと。また、必要な資料の提出等の依頼は、直接大学に対して行わず、文部科学大臣に対して行うこと。」(参・11)

【参考】国立大学法人法

第3条 国は、この法律の運用に当たっては、国立大学及び大学共同利用機関における教育研究の特性に常に配慮しなければならない。

国立大学法人等の組織・業務全般の見直しについて

2. スケジュール



国立大学法人の組織及び業務全般の見直しについて（案）

平成21年 月 日

文部科学大臣決定

国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法第35条第1項に基づき、文部科学大臣が国立大学法人の第1期中期目標期間終了時に行うその組織及び業務全般にわたる見直しの内容を、別添1のとおり決定する。

今後、第2期中期目標・中期計画が本決定に沿った内容となるように国立大学法人に求めるとともに、所要の措置を講じることとする。

本決定は、「中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しについて」（平成15年8月1日閣議決定）の趣旨を踏まえつつ、国立大学法人の教育研究の特性に配慮する観点から、総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会の「国立大学法人及び大学共同利用機関法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性について」（別添2）を踏まえ、国立大学法人評価委員会の意見を聴いた上で文部科学大臣が決定するものである。

国立大学法人の第 1 期中期目標期間終了時における 組織及び業務全般の見直し（内容）

第 1 国立大学法人の現状

1 国立大学の使命

国立大学は、我が国の学術研究と研究者等の人材養成の中核を担ってきたほか、全国的に均衡のとれた配置により、地域の教育、文化、産業の基盤を支え、学生の経済状況に左右されない進学機会を提供するなど、重要な役割を果たしてきた。

国立大学の法人化は、明治以来 130 年間国の機関として位置づけられていた国立大学を独立した法人とすることにより、①自律的な環境の下で国立大学をより活性化し、②優れた教育や特色ある研究に向けてより積極的な取組を促し、③より個性豊かな魅力ある国立大学を実現することを目指したものである。法人化によっても国立大学の使命は変わるものではなく、法人化のメリットを活かした機能の充実が一層期待されているところである。

2 国立大学法人のこれまでの取組

国立大学の法人化により、組織編成等の運営面や財政面において自由度が高まったことを受けて、それぞれの法人において各々の特色に応じた目標を立て、様々な教育研究活動上の改革に取り組んでいる。

例えば、外部人材の積極的活用、学長等の裁量による戦略的な学内予算配分、年俸制や任期制の導入・拡充、企業からの委託研究の拡大などに、多くの法人が取り組んでいる。

それぞれの法人において一様ではないものの、全般的に、学長のリーダーシップの下での機動的、戦略的な法人運営・経営が定着しつつあるとともに、評価結果を活用した改善システムが有効に機能しているものとする。

第2 組織及び業務全般の見直しの基本的な方向性

1 見直しの考え方

今回の見直しに当たっては、憲法で保障されている学問の自由や大学の自治の理念を踏まえ、国立大学の教育研究の特性への配慮や自主的・自律的な運営の確保の必要がある等の観点に十分留意する必要がある。

このため、文部科学大臣による国立大学法人に対する組織及び業務全般にわたる検討とその結果に基づき講ずる措置としては、一般の独立行政法人とは異なり、中期目標の実際上の作成主体である法人に対して文部科学大臣が見直し内容を示した上で、各法人から提出のあった中期目標・中期計画の素案等において、見直し内容が反映されているかを確認することが中心となる。

なお、見直し内容を示すにあたっては、大学の自治の理念を踏まえ、個々の法人ごとの具体的な組織・業務に言及するのではなく、全ての国立大学法人を対象に、一般的に見直すべき点を示すこととする。したがって、本見直しの内容は、個々の法人に全ての項目が一律に該当するものではなく、各法人の状況に応じて該当する内容は異なる。

2 基本的な方向性

第2期中期目標期間においては、国立大学法人が第1期において果たしてきた役割を引き続き十分に果たしていくとともに、第1期において必ずしも国民の期待に応えられていない点は改善していく観点が必要であることから、第2期中期目標期間を迎えるこの機会にしっかりと組織及び業務を見直すことが必要である。

その際、個々の国立大学法人を見ると、規模、特性、状況等は千差万別であり、国民が各法人に期待する役割等も同じではないことから、第2期中期目標期間は、大学の機能別分化を進めるため、各法人の目指す方向性が明らかになるよう、各法人の特性を踏まえた一層の個性化が明確となる中期目標・中期計画とするとともに、目標の達成状況が確認できるよう、実現に向けた具体的な取組内容を明らかにすることが必要である。

また、世界の様々な状況が大きく変わる中、国立大学法人をとりまく状況も変化し、新たな課題が生じている。このような課題にも留意した中期目標・中期計画とすることが必要である。

さらに、我が国の人口が初めて減少局面を迎え、各種の社会システムの見直しが求められ、中央教育審議会において我が国の大学全体の量的規模の在り方について検討が行われている。また、地方分権についての議論や独立行政法人の見直しも進められている。国立大学法人の組織及び業務全般の見直しが全体として、このよう

な状況を踏まえたものとすることが求められる。

第3 国立大学法人の組織及び業務全般の見直し

各国立大学法人は、各法人の状況を踏まえつつ、この見直し内容等に沿って検討を行い、その結果を中期目標及び中期計画の素案や年度計画に具体的に盛り込むことなどが求められる。

1 組織の見直し

(1) 大学院博士課程の組織の見直し

大学院の博士（後期）課程においては、法人のミッションに照らした役割や国立大学の機能別分化の促進の観点、又は学生収容定員の未充足状況や社会における博士課程修了者の需要の観点等を総合的に勘案しつつ、大学院教育の質の維持・確保の観点から、入学定員や組織等を見直すよう努めることとする。

(2) 法科大学院の組織の見直し

法科大学院においては、入学者選抜における競争性の確保が困難で、修了者の多くが司法試験に合格していない状況がみられる場合等は、法科大学院教育の質の向上の観点から、入学定員や組織等を見直すよう努めることとする。

(3) 教員養成系学部 of 組織の見直し

教員養成系学部においては、教員採用数の動向等も踏まえ、入学定員や組織等を見直すよう努めることとする。

(4) その他の学部・研究科等における組織の見直し

1～3に掲げる学部・研究科以外の学部・研究科等においても、当該分野に係る人材の需給見通し等を勘案しつつ、必要に応じ、入学定員や組織等を見直すよう努めることとする。

(5) 附置研究所の組織の見直し

附置研究所においては、大学評価・学位授与機構の現況分析の結果等を踏まえ、当該研究所の設置目的や特色ある研究の達成、COE性の発揮に加えて、共同利用・共同研究機能の向上等の観点を総合的に勘案しつつ、研究の質の向上に向けた研究体制等を見直すよう努めることとする。

(6) その他の組織の見直し

分野を融合した学際的な学部・研究科等の組織に関しては、当該組織の理念が達成されているか、社会の要請や時代の変化に対応した教育研究が行われているか等の検証を行い、各法人の実態に応じ、組織等を見直すよう努めることとする。

また、学内の様々な体制整備に際しては、必要に応じ、既存の組織の見直しも併せて進め、責任ある教育研究体制の維持・形成に努めることとする。

2 教育研究、運営等の業務全般の見直し

(1) 大学の教育研究等の質の向上

①教育研究の質の向上

教育研究の内容に関しては、各法人が大学評価・学位授与機構による教育研究組織ごとの現況分析等の結果を十分踏まえ、自主的に見直すよう努めることとする。また、教養教育について、その内容や実施体制を含めた改善に努めることとする。

②社会貢献・地域貢献の推進

国立大学法人の公的な役割に鑑み、各地域における知の拠点として、生涯学習講座の提供や、研究成果や学術情報の公表など、社会貢献や地域貢献を一層果たすよう努めることとする。

③グローバル化の推進

高等教育のグローバル化を受け、国際化を一層推進するよう努めることとする。

④教育研究資源の有効活用

教育研究資源を有効活用し、質の高い教育研究を行う観点から、必要に応じ、教育課程の共同実施を行うよう努めることとする。

また、教員の採用や配置に当たり、女性、外国人、若手等の比率を考慮した教員構成を多様化することや、女性等の能力の一層の活用に努めることとする。

⑤学生支援機能の充実・強化

経済的に困窮している学生等に対する支援の充実や、雇用情勢への対応を含めた就職支援の取組など学生支援機能の強化に努めることとする。

⑥附属病院の機能の充実・強化

附属病院は、社会の要請に応えられる優れた医療人を養成する教育研究機関であるとの基本的認識を踏まえつつ、卒前教育と卒後教育の一体的な魅力ある教育プログラムの構築や地域との連携を推進すること等により、特色ある病院運営の強化に努めることとする。

⑦附属学校の機能の充実・強化

附属学校は、学部・研究科等における教育に関する研究に組織的に協力することや、教育実習の実施への協力を行う等を通じて、附属学校の本来の設置趣旨に基づいた活動を推進することにより、その存在意義の明確化に努めることとする。

⑧附置研究所の機能の充実・強化

全国共同利用機能を持つ附置研究所は、大学評価・学位授与機構の現況分析の結果等を踏まえて、共同利用・共同研究機能の向上に向けて業務を見直すよう努めることとする。

(2) 業務運営の改善及び効率化、財務内容の改善、その他業務運営

①法人のガバナンスの充実

法人本部が各部局等を含めた法人全体をマネジメントできるような仕組みとするよう、法人内部のガバナンスの在り方を検討することを努めることとする。

また、法人の特性を踏まえつつ、学長等の裁量による経費や人員等の配分など、学長のリーダーシップが図れる取組を進めるとともに、法人の運営改善に資するよう、経営協議会における運用の工夫改善や意見の内容及びその法人運営への反映状況などの情報の公表等により、学外者の意見の一層の活用を図るよう努めることとする。

さらに、監事監査や内部監査等の監査結果を運営改善に反映するサイクルの構築を図るよう努めることとする。

②財務内容の改善

各法人は、外部資金の獲得や多様な資金調達による自己収入の増加、管理的経費の一層の抑制等についてさらに努めることとする。

③効果的・効率的な法人運営の推進

効率的な法人運営を行うため、他の大学との事務の共同実施の推進や、アウトソーシングの推進を図るとともに、農場、演習林、船舶等について、他の大学等

との共同利用の推進を図るよう努め、併せて、保有資産の不断の見直し及び不要とされた資産の処分に努めることとする。さらに、既存施設の有効活用、施設の計画的な維持管理の着実な実施等の施設マネジメントの一層の推進に努めることとする。

また、総人件費改革の取組を平成23年度まで着実に継続するとともに、例えば、人員配置の見直しや人事評価結果の活用などにより、組織の活性化及び効果的・効率的な業務運営に努めることとする。

さらに、随意契約について、各法人の見直し計画に基づく取組を着実に実施するとともに、一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に企画競争等を行う場合には競争性、透明性を確保するなど、随意契約の適正化の推進に努めることとする。併せて、契約手続きの適正性について監事等へのチェックを要請するよう努めることとする。

④国民に対する情報提供の改善

国立大学法人には多額の公的な資金が投入されていること、成果等が社会に還元されるべきものであることを十分認識し、国民に対する説明責任を十分に果たす観点から、各法人の実情や果たしている機能等を利用者の立場に立った国民に分かりやすい内容・形で示すように情報提供するよう努めることとする。

⑤法令遵守体制の充実

経営協議会は審議すべき事項が法定されていることから、法定されている事項を報告事項として扱うことのないようにする等、法令遵守（コンプライアンス）体制を確保するよう努めることとする。

第4 制度改正等の措置

1 国立大学法人運営費交付金の算定ルールの見直し等

国立大学法人運営費交付金の個別の算定については、各法人の努力と成果を評価し資源配分に適切に反映させることを通じ競争的環境を醸成し切磋琢磨を促すこと、各大学の改革を支援し大学の多様化と機能別分化を促すこと、各大学の特性・状況に配慮しつつ大学経営の効率化を促すことを基本として、以下のような見直しを行う。

- (1) 全法人について一律に設定されている「効率化係数」について、各法人の規模（事業費）や人件費比率等に応じて設定すること。
- (2) 附属病院運営費交付金について一律に2%の増収を前提として同交付金を減ずる仕組みを見直した上で一定の削減を実施すること。
- (3) 各法人の個別の教育研究プロジェクトに対する支援に当たって、大学の機能

別分化を促進させる仕組みを導入するなど、現行の特別教育研究経費の区分や内容を見直すこと。

- (4) 国立大学法人運営費交付金の一部の算定の際、国立大学法人評価委員会及び大学評価・学位授与機構の行った平成16～19年度の業務実績に係る評価の結果を反映させ、これに基づく配分を行うこと。

また、各大学の個性に応じた意欲的な取組を支援する経費の配分対象となった取組の進捗状況を確認するほか、共同利用・共同研究機能に係る経費が配分されている施設の機能の発揮状況について検証、公表を行う。

2 組織・業務全般の見直し内容の中期目標・中期計画等への反映の確保

大学の自主性を考慮しつつも、第3における検討結果が各法人の作成する中期目標・中期計画の素案に具体的に反映されているか等を確認し、国立大学法人評価委員会の意見を聴いた上で、財政上の理由など真にやむをえない場合には、中期目標・中期計画の素案の修正を行うなどの所要の措置を講じる。

大学共同利用機関法人の組織及び業務全般の見直しについて（案）

平成21年 月 日

文部科学大臣決定

国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法第35条第1項に基づき、文部科学大臣が大学共同利用機関法人の第1期中期目標期間終了時に行うその組織及び業務全般にわたる見直しの内容を、別添1のとおり決定する。

今後、第2期中期目標・中期計画が本決定に沿った内容となるように大学共同利用機関法人に求めるとともに、所要の措置を講じることとする。

本決定は、「中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しについて」（平成15年8月1日閣議決定）の趣旨を踏まえつつ、国立大学法人等の教育研究の特性に配慮する観点から、総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会の「国立大学法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性について」（別添2）を踏まえ、国立大学法人評価委員会の意見を聴いた上で文部科学大臣が決定するものである。

大学共同利用機関法人の第 1 期中期目標期間終了時における
組織及び業務全般の見直し（内容）

第 1 大学共同利用機関法人の現状

1 大学共同利用機関法人の使命

大学共同利用機関は、それぞれが当該分野における全大学の共同利用の研究所として、個別の大学では整備や維持が困難な施設・設備や学術資料等を全国の研究者の利用に供し、効果的な共同研究を実施することにより、我が国の学術の発展に極めて重要な役割を果たしてきた。

大学共同利用機関の法人化は、16 の大学共同利用機関を 4 つの大学共同利用機関法人として再編し、独立した法人とすることにより、①自律的な環境の下で運営を活性化し、②共同利用・共同研究機能の向上や新たな学問領域の創成に向けた戦略的な取組を促進することで、③我が国全体の学術研究の総合的な発展に資することを目指したものである。従って、各法人における法人化のメリットを活かした取組や機能の充実が一層期待されているところである。

2 大学共同利用機関法人のこれまでの取組

法人化により、組織編成等の運営面や財政面において自由度が高まったことを受けて、それぞれの法人において各々の特色に応じた目標を立て、機構長のリーダーシップの下で、様々な工夫による事務の効率化や研究活動上の取組を進めている。

例えば、業務運営面においては、機構長の裁量による戦略的な予算配分、年俸制や任期制の導入・拡充、外部人材の積極的活用や、企業からの委託研究の拡大などに取り組むとともに、各種の評価結果を事業の改善に活用している。

研究面においては、各機関が全大学の共同利用の研究所として共同利用・共同研究を推進するという従前の取組に加え、異なる研究者コミュニティに支えられた機関が法人を構成したメリットを活かし、従来の学問領域を越えた取組を進めており、これらの取組も一定の成果を上げてきていると考える。

第2 組織及び業務全般の見直しの基本的な方向性

1 見直しの考え方

今回の見直しに当たっては、憲法で保障されている学問の自由や大学の自治の理念を踏まえ、大学共同利用機関の教育研究の特性への配慮や自主的・自律的な運営の確保等の観点に十分留意する必要がある。

このため、文部科学大臣による大学共同利用機関法人に対する組織及び業務全般にわたる検討とその結果に基づき講ずる措置としては、一般の独立行政法人とは異なり、中期目標の実際上の作成主体である法人に対し、文部科学大臣が見直し内容を示した上で、各法人から提出のあった中期目標・中期計画の素案において、見直し内容が反映されているかを確認することが中心となる。

なお、見直し内容を示すにあたっては、大学の自治の理念を踏まえ、個々の法人の具体的な組織や業務に言及するのではなく、全大学共同利用機関法人を対象に、一般的に見直すべき点を示すこととする。したがって、本見直し内容は、個々の法人に全ての項目が一律に該当するものではなく、各法人の状況に応じて該当する内容を検討する必要がある。

2 基本的な方向性

第2期中期目標期間においては、大学共同利用機関法人が第1期において果たしてきた役割を引き続き十分に果たしていくとともに、法人としての一体的な運営を一層推進することが必要である。

このため、法人化の趣旨を踏まえ、新たな学問領域の創成や大学共同利用機関の存在意義である共同利用・共同研究機能の向上を図る観点から、第2期中期目標期間を迎えるこの機会に、各機関間の連携を取りながら、法人としての一体的な運営を行う体制を強化することが必要である。また、各法人においてしっかりと今後の組織や業務の在り方を検討し、所要の見直しを行うことが必要である。

各法人においては、内外の学問動向を踏まえ、当該学問分野の総合的な発展をリードするとともに、新たな学問領域の創成に資する観点から、法人運営に関する機構長のヴィジョンを明確にすることが必要である。

各法人においては、以上のような点のほか、大学や大学共同利用機関を取り巻く状況の変化や課題にも留意して、中期目標・中期計画を策定することが必要である。

第3 大学共同利用機関法人の組織及び業務全般の見直し

各法人は、各々の状況を踏まえつつ、この見直し内容に沿って検討を行い、その結果を中期目標及び中期計画の素案や年度計画に具体的に盛り込むことなどが求められる。

1 組織の見直し

(1) 新たな学問領域の創成や共同利用・共同研究機能の向上のための組織の見直し

各法人においては、新たな学問領域の創成や共同利用・共同研究機能の向上を図る観点から、法人化のメリットを活かして、機構長のリーダーシップの下で、今後の法人の組織等の在り方を検討することとする。その際、各機関については、大学評価・学位授与機構の現況分析の結果等を踏まえ、共同利用・共同研究機能の向上を図る観点から、検討を行うこととする。

2 教育研究、運営等の業務全般の見直し

(1) 教育研究等の質の向上

①研究環境の向上

共同利用・共同研究機能を一層高める観点から、大学評価・学位授与機構の現況分析の結果や、国公立大学や研究者コミュニティのニーズ等を踏まえ、実施体制の見直しや利便性の一層の向上など研究環境の一層の充実に努めることとする。

②多様な研究者の採用の推進

多様な分野の研究者の参加による共同利用・共同研究を促進する観点から、研究者の流動性を一層高めるよう努めることとする。また、これまで以上に活力のある創造的な研究環境を整備する観点から、各法人の実情を踏まえ、研究者の年齢構成や他機関での経験を考慮した採用、女性や外国人研究者等の比率を考慮した採用、若手研究者の自立的な研究環境の整備、女性研究者等の能力の活用等を一層推進するよう努めることとする。

③当該分野における中核拠点としての機能の充実・強化

新たな学問領域の創成に資するとともに、共同利用・共同研究を一層充実させ

る観点から、人事面・予算面における機構長の裁量を拡大するよう努めることとする。

また、各法人が我が国全体の共同利用・共同研究をリードし、新たな学問領域の創成に資する観点から、共同利用・共同研究拠点を含め、国公立大学や内外の研究機関との連携の一層の推進に努めることとする。

さらに、各法人が研究者コミュニティの中核としての役割を果たし、新たな学問領域の創成に資する観点から、教育研究評議会をより幅広い関係者から構成するなど、運営体制の改善を図るよう努めることとする。

④大学における研究の支援機能の充実・強化

大学における独創的・先端的研究を支援する観点から、異分野の研究者による研究交流の場の提供や、サバティカル制度等の活用により大学の研究者の共同利用・共同研究への参画を促進するような仕組み等を検討することとする。

⑤人材育成機能の充実・強化

優れた研究環境を有効に活用して人材育成を進める観点から、大学との連携による教育活動の一層の充実に努めることとする。

(2) 業務運営の改善及び効率化、財務内容の改善、その他業務運営

①法人のガバナンスの充実

法人としての一体的な運営を推進する観点から、人事面も含め、法人本部の事務局機能の抜本的強化に努めることとする。

また、法人の運営改善に資するよう、経営協議会における運用の工夫改善や意見の内容及びその法人運営への反映状況などの情報の公表等により、外部有識者の意見の一層の活用を図るとともに、監事監査や内部監査等の監査結果を運営改善に反映するサイクルの構築を図るよう努めることとする。

②財務内容の改善

各法人は、外部資金の獲得や多様な資金調達による自己収入の増加、管理的経費の一層の抑制等にさらに努めることとする。

③効果的・効率的な法人運営の促進

効率的な法人運営を行うため、アウトソーシングの推進を図るよう努め、併せて、保有資産の不断の見直し及び不要とされた資産の処分に努めることとする。

さらに、既存施設の有効活用、施設の計画的な維持管理の着実な実施等の施設マネジメントの一層の推進に努めることとする。

また、総人件費改革の取組を平成23年度まで着実に継続するとともに、例えば、人員配置の見直しや人事評価結果の活用などにより、組織の活性化及び効果的・効率的な業務運営に努めることとする。

さらに、随意契約について、各法人の見直し計画に基づく取組を着実に実施するとともに、一般競争入札等により契約を行う場合であっても特に企画競争等を行う場合には、競争性、透明性を確保するなど、随意契約の適正化の推進に努めることとする。併せて、契約手続きの適正性について監事等へのチェックを要請するよう努めることとする。

④国民に対する情報提供の充実

大学共同利用機関法人には多額の公的な資金が投入されていることを十分認識し、国民に対する説明責任を十分に果たす観点から、研究の成果及び社会や大学への貢献の状況等について、利用者の立場に立った国民に分かりやすい内容・形で示すように情報提供するよう努めることとする。

⑤法令遵守体制の充実

経営協議会は審議すべき事項が法定されていることから、法定されている事項を報告事項として扱うことのないようにする等、法令遵守（コンプライアンス）体制を確保するよう努めることとする。

⑥その他

業務の一層の効率化を図る観点から、他の国立大学法人や大学共同利用機関法人における取組事例も参考にしつつ業務見直しを進めるよう努めることとする。

第4 制度改正等の措置

1 国立大学法人運営費交付金の算定ルールの見直し等

国立大学法人運営費交付金の個別の算定については、各法人の努力と成果を評価し資源配分に適切に反映させることを通じ競争的環境を醸成し切磋琢磨を促すこと、各法人の改革を支援すること、各法人の特性・状況に配慮しつつ経営の効率化を促すことを基本として、以下のような見直しを行う。

- (1) 全法人について一律に設定されている「効率化係数」について、各法人の規模（事務費）や人件費率等に応じて設定すること。

(2) 各法人の個別の教育研究プロジェクトに対する支援に当たって、共同利用・共同研究機能の向上や新たな学問領域の創成を促進する観点から、現行の特別教育研究経費の区分や内容を大幅に見直すこと。

(3) 国立大学法人運営費交付金の一部の算定の際、国立大学法人評価委員会及び大学評価・学位授与機構の行った平成16～19年度の業務実績に係る評価の結果を反映させ、これに基づく配分を行うこと。

また、各法人の個性に応じた意欲的な取組を支援する経費の配分対象となった取組の実施状況を検証する。

2 組織・業務全般の見直し内容の中期目標・中期計画等への反映の確保

法人の自主性を考慮しつつも、第3における検討結果が各法人の作成する中期目標・中期計画の素案に具体的に反映されているか等を確認し、国立大学法人評価委員会の意見を聴いた上で、財政上の理由など真にやむをえない場合には、中期目標・中期計画の素案の修正を行うなどの所要の措置を講じる。